

# 慰謝料2種再請求

## 原発避難いわき訴訟控訴審

東京電力福島第一原発の事故を巡り、故郷での生活が失われたなどとして、双葉郡などから避難した住民216人が東電を相手取り、総額18億円の損害賠償を求めた控訴審が3日、仙台高裁(小林久起裁判長)で始まった。3月の一審判決は東電に6億円の支払いを命じたが、原告と被告双方が控訴していた。

原告は福島地裁いわき支部の一審で、土地や建物の財物賠償と月額50万円の「避難慰謝料」のほか、生活環境を事故で壊されたとして2千万円の「ふるさと喪失慰謝料」を求めた。

だが一審判決は、財物はすでに国の指針を基に東電が賠償していると増額を認めなかった。2種類の慰謝料を分けて考えるのは適当ではないと判断し、1人当たり70万〜150万円の慰謝料の支払いを命じた。原告側弁護士は「被害実態を反映していない不当な判決」と批判した。

これを受けて原告側は控訴審で請求内容を一部変更。一審判決で認められた慰謝料に加え、やはり2種類の慰謝料を分けるべきだとして避難慰謝料と、ふるさと喪失慰謝料を請求。慰謝料の合計金額の一部として、1人当たり847万〜935万円を求めている。

この日の控訴審では檜葉町に住む原告団長の早川篤雄さん(79)が意見陳述し、「人々の営みがあって初めてコミュニティの回復が達成される。檜葉町には町民が戻ってきておらず、生活の営みが戻っていない」と訴えた。

東電側は一審判決の取り消しと請求の棄却を求めた。東電福島復興本社の広報は「ご請求や主張を詳しく伺い、真摯に対応致します」とコメントした。

次回は18日。口頭弁論が予定され、今後の審理計画についても意見が交わされる。

(飯沼優仁)



横断幕を掲げて仙台高裁に向かう原告たち＝仙台市

福島  
浜通り